

# **茨木市土木工事共通仕様書**

**平成31年4月**

**茨木市**

## **第1章 総則**

### **第1節 総則**

#### **1－1－1 優先順位**

建設工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）の優先順位は、①質問回答書、②特記仕様書、③図面、④茨木市土木工事共通仕様書、⑤請負必携等とする。

※請負必携等とは、「土木請負工事必携」、「土木工事共通仕様書（案）」、「土木工事共通仕様書附則（案）」及び「土木工事施工管理基準」のことであり、大阪府都市整備部のホームページに掲載している。

#### **1－1－2 施工管理基準**

受注者は、大阪府都市整備部が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行うものとする。なお、定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行わなければならない。

#### **1－1－3 工事中の安全確保**

建設工事請負契約書第52条に定める火災保険等は、現場管理費及び一般管理費に含まれる  
①火災保険、②土木工事保険、③請負工事賠償保険、④法定外の労災保険等であり、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものとの写しを監督職員に提出しなければならない。

#### **1－1－4 諸法令の遵守**

受注者は、道路法、道路運送車両法、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（ダンプ規制法）及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。また、ダンプ規制法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用に努めなければならない。

### **1－1－5 官公署等への手続等**

受注者は、工事施工にあたり必要な関係官公署、その他に対する諸手続き及び調整を行わなければならない。

#### **1．消防署への連絡**

市消防署へ道路工事届出書を提出しなければならない。施工上やむを得ず、緊急車両の通行が不可能になる場合、消火栓の使用が不可能になる場合は、工事着手前に市消防署へその旨を連絡し、道路工事届出書に記載された受付番号と規制期間について連絡しなければならない。

#### **2．環境事業課との調整**

市環境事業課によるゴミ収集及びし尿のくみ取りがある場合は、連絡調整を密に行い、協力して施工しなければならない。

#### **3．環境政策課への届出**

特定建設作業（バックホウやブレーカー等の著しい騒音を発生させる機器を使用する作業）を伴う解体や建設工事のときには、作業開始の7日前（中7日空けること）までに特定建設作業届出書を提出しなければならない。

### **1－1－6 建設業退職金共済制度の普及**

受注者は、中小企業退職金共済法に基づき創設された建設業退職金共済制度の普及徹底を行い、「建設業退職金共済制度の普及徹底と証紙購入等について」を参考に、書類を提出しなければならない。茨木市 入札・契約情報 契約検査課ホームページに掲載している。

### **1－1－7 路上喫煙の防止**

受注者は、「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」を遵守し、道路や公園などの屋外の公共の場所での喫煙を禁止し、喫煙場所は、受注者の責任において確保しなければならない。なお、路上喫煙を防止する方法を施工計画書に明記するものとする。

### **1－1－8 暴力団等の排除**

受注者は、「茨木市暴力団排除条例」を遵守し、本工事において500万円以上の下請契約をする場合は、下請負（委任）通知書に所定の誓約書を添付し提出しなければならない。

### **1－1－9 建設残土処分等の書類の提出**

受注者は、土砂埋立て等（盛土、埋立て、堆積など）の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的に定められた地方公共団体（都道府県及び市町村）の条例に基づく許可を受けた残土処分事業者等に土砂を搬入する場合、条例を遵守し、事前に残土処分事業者等に対して、書類を提出しなければならない。

### **1－1－10 工事書類の作成**

受注者は、茨木市が定めた「茨木市土木工事書類作成マニュアル（案）」を遵守し、工事書類を作成しなければならない。茨木市 入札・契約情報 契約検査課ホームページに掲載している。

### **1－1－11 地下埋設物等の確認**

受注者は、茨木市が定めた「地下埋設物の事故防止マニュアル」の手順に従い、埋設物責任者を配置し、埋設物管理者に対して調査及び確認を行い、地下埋設物確認書（様式1）を提出しなければならない。また、現場着手前に地下埋設物管理者と協議および現地立会をしなければならない。

なお、埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については監督職員の指示によるものとする。茨木市 入札・契約情報 契約検査課ホームページに掲載している。

### **1－1－12 出来形数量の提出**

工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員が指示した期日までに、提出すること。

### **1－1－13 工事完成図**

工事の完成に伴い、監督職員が指示した図面を出来形に基づき作成し、提出すること。